



# 秋 田 県 公 報

目 次

ページ

## 公営企業管理規程

秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程(一五・企業局総務課).....1

秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年九月一日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 大 嶋 直 樹

## 秋田県公営企業管理規程第十五号

秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業管理者が保有する行政文書の公開等に関する規程(昭和六十二年秋田県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二項を加える。

2 条例第九条第一項の規定による公開請求書の提出は、前項の行政文書公開請求書をファクシミリ又は電子メールを利用して送信することにより行うことができる。

附 則  
この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一號  
一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所  
者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄  
電話(0186)876-6688  
FAX(0186)876-6688  
E-mail:matsubara@matsubarainstaku.com